

日バス協技業第291号  
平成28年9月20日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長 上杉 雅彦

### 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令44号。以下「旅客運輸規則」という。）が別紙1のとおり、「旅客運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成24年国土交通省告示第769号）」及び「旅客自動車運送事業者が事業用旅客自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成12年国土交通省告示第1676号）」が別紙2のとおり、それぞれ一部改正されたことに伴い、国土交通省自動車局安全政策課長、同旅客課長、同整備課長から、別紙3のとおり平成28年9月8日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」を一部改正したのでその趣旨を了知されるとともに、会員事業者に対し周知されたい旨の通知がありました。

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正の概要は下記のとおりでありますので、貴協会会員事業者に周知方をお願いします。

#### 記

##### 1 運行引受書関係

「その額を記載した書類」について、年間契約等により、一定期間内の運行にかかる手数料等の額を定めた場合は、運行ごとに当該契約の写しを運送引受書の写しとともに保存しなければならないこととする。

(参考)

- ① 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載して書類を、運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から1年間保存しなければない（旅客運輸規則第7条の2第3項）。



② 運送引受書の記載事項に道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定により届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及料金の上限額及び下限額を記載しなければならない（旅客運輸規則第 7 条の 2 第 1 項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成 24 年国土交通省告示第 769 号）第 2 条第 10 号）。

## 2 乗務員台帳関係

「運転者の運転の経歴」の記載については、選任する貸切バスの運転者について、事業者の氏名又は名称、運転者として選任されている期間、主に乗務する貸切バスの車種区分を記載させなければならないこととする。ただし、改正規定の施行日以降に選任した運転者については、過去に他の貸切旅客自動車運送事業者において選任された経験を有する場合には、直近に選任した事業者について、運転の経歴に掲げる事項を記載させることとする。

（参考）

乗務員台帳の記載事項として、新たに「運転者の運転の経歴」が加えられた（旅客運輸規則第 37 条第 1 項第 6 号）。

## 3 運行管理者関係

改正規定の施行日前に選任された補助者に対しては、「法第 23 条の 2 第 2 項第 1 号に該当する者」の規定は適用しないこととされた。また、返納の対象となる個別の事業について補助者に選任することができないとし、他の種別の事業については補助者に選任しても差し支えないこととする。

（参考）

法第 23 条の 2 第 2 項第 1 号に該当する者は、補助者に選任することができない（旅客運輸規則第 47 条の 9 第 3 項）。

## 4 その他

今回の国土交通省自動車局関係課長からの通知があった事項以外に、「旅客自動車運送事業者が事業用旅客自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が一部改正されたことにより、事業者が新たに雇い入れる全ての運転者に適性診断を受診させ、当該運転者の運転適性を踏まえた指導・監督を実施することが義務付けられた。

担当（項目 2～4 関係）：技術安全部（山川・仁保）

電話：03-3216-4015

担当（項目 1 関係）：業務部（川合・中尾）

電話：03-3216-4015

4 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて運送を行う場合にあつては輸送人員を、区城を定めて運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。

5 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。

6 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

#### 附 則

○国土交通省令第六十三号

「」の省令は、平成二十八年九月一日から施行する。  
○国土交通省令第六十三号

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二十七条第二項(同法第四十三条第五項において準用する場合を含む)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む)、第七十五条の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号)第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

(道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第六項」を「第七項」に改める。

第十八条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 自動車(次の各号に掲げるものを除く)の車体及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一 乗車定員十七人以下の自動車  
二 車両総重量十二トン以下の自動車

三 立席を有する自動車

四 二階建ての自動車

五 貨物の運送の用に供する自動車

前各号の自動車の形状に類する自動車

七 二輪自動車

八 側車付二輪自動車

九 三輪自動車

十 カタピラ及びそりを有する軽自動車

十一 大型特殊自動車

十二 小型特殊自動車

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)  
第二条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条の二に次の二項を加える。

3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対しても該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとと

もに、当該運送の終了の日から一年間保存しなければならない。

第三十七条第一項中「第八号」を「第九号」と、「第九号」を「第十号」とに改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の二号を加える。

#### 六 運転者の運転の経歴

第四十七条の九第三項に次の二号を加える。

ただし、法第二十三条の二第二項第一号に該当する者は、補助者に選任することができない。

#### 第三条 装置型式指定規則(一部改正)

六の五 法第四十一条第七号の車体及び車体のうち車両転覆時の乗員保護装置(専ら乗用の用に供する自動車(立席を有する自動車、二階建ての自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く)であつて乗車定員十八人以上のものに備えるものに限る。)

第五条第一項の表第六号の四の次に次の二号を加える。

六の五 第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置 第六十六号第二改訂版

第三号様式中「第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置」を第二条第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置に改める。

六の五 法第四十一条第七号の車体及び車体のうち車両転覆時の乗員保護装置 第二条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置

第四条 道路運送車両法関係手数料規則(平成二十八年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十一号の次に次の二号を加える。

五十一の二 保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験 三十五万一千円

別表第二第二十八号の次に次の二号を加える。

二十八の二 保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験 三十五万一千円

五十一の二 保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験 三十五万一千円

#### 附 則

第一项 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十一月一日から施行する。

(経過措置)  
第一条 第二条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第三項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に運送引受書を交付する場合について適用し、同日前に運送引受書を交付した場合については、なお従前の例による。

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利

用に関する法律施行規則の一部改正)  
第三条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の項中「第七条の二

第二項」の下に「及び第三項」を加える。

二 平成三十一年十月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 平成三十一年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成三十一年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成三十一年九月三

十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の主要構造の車両転覆時における乗車

人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

第十八条第一項第二号中「これらの者の用に供する車室（以下「」及び「」）を削る。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百六十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項、第五十六条第一

項及び第五十七条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一

項及び第五十七条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する國を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を

第十一条第一項「及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

○国土交通省告示第九百六十九号

装置型式指定規則第五条第一項に規定する國を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を改正する。

○国土交通省告示第七百六十九号

装置型式指定規則第五条第一項に規定する國を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の下に「第十八条第七項」を加える。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百六十九号

装置型式指定規則第五条第一項に規定する國を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を改正する。

#### 附 則

別紙 3

国自安第112号の2  
国自旅第153号の2  
国自整第161号の2  
平成28年9月8日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

國 土 交 通 省  
自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付で、別添のとおり各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会）においてその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

728  
28.9.16  
日本バス協会

【別添】

国自安第112号  
国自旅第153号  
国自整第161号  
平成28年9月8日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付で、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計られたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。







## 第21条 過労防止等

(1) ~ (5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事することができる場合であつて、疲労等などあることは、運転者の体調等を考慮して個別におそれがあることが必要であるが、次のいづれかの場合がこれに該当する。」

(略)

ロ. 令第75号 第3条の3第1号に規定する路線定期運行する運転者を適切に運用する(一)及び貸切バスをいふ。以下この項において同じ。)及び一般的な指導監督の実施を図ろうとするものである。運転者にあっては、選任する貸切バスの運転者については、以下の事項(以下「運転の経歴」という。)を記載せること。ハ. に掲げる車種区分について乗務する車種区分に変更を生じた場合は、乗務すること。

② (略)

(7) (略)

## 第21条 過労防止等

(1) ~ (5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転を継続することができる場合であつて、疲労等などあることは、運転者の体調等を考慮して個別におそれがあることが必要であるが、次のいづれかの場合がこれに該当する。」

(略)

ロ. 令第75号 第3条の3第1号に規定する路線定期運行する運転者を適切に運用する(一)及び貸切バスをいふ。以下この項において同じ。)及び一般的な指導監督の実施を図ろうとするものである。運転者にあっては、選任する貸切バスの運転者については、以下の事項(以下「運転の経歴」という。)を記載せること。ハ. に掲げる車種区分について乗務する車種区分に変更を生じた場合は、乗務すること。

② (略)

(7) (略)

## 第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(略)

(1) 乗務員台帳の作成・記載 (第1項)

① (略)

② (略)

③ 第6号の「運転者の運転の経歴」については、運転経歴の適確な把握により、個々の運転者の状況に応じたきめ細やかな指導監督の実施を図ろうとするものである。運転者にあっては、選任する貸切バスの運転者については、以下の事項(以下「運転の経歴」という。)を記載せること。ハ. に掲げる車種区分について乗務する車種区分に変更を生じた場合は、乗務すること。

イ. 事業者の氏名又は名称

ロ. 運転者として選任されている期間

ハ. 主に乗務する貸切バスの車種区分(「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処

## 第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(略)

(1) 乗務員台帳の作成・記載 (第1項)

① (略)

② (略)

(新設)

## 第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(略)

(1) 乗務員台帳の作成・記載 (第1項)

① (略)

② (略)

(新設)

理について」(平成 11 年 12 月 13 日付自旅第 128 号、  
自環第 241 号)別紙 1 (3) ①による区分をいいう。)  
ただし、平成 28 年 11 月 1 日以降に選任した運転者について選任された経験を有する他の一般貸切旅客自動車運送事業者に選任した運転者については、過去に他の一般的な運送事業者にて運転の経験を有する場合、他の一般貸切旅客自動車運送事業者にて運転の経験を有する場合は、直近に選任した運転者に選任された運転者の履歴書(運転の経歴を記載したものに限る。)の写しを添付することと規定される。また、平成 28 年 11 月 1 日前に選任した運転者については、同月時点からの運転の経歴を記載させることとともに、それ以前の運転の経歴については、積極的に記載することが望ましい。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車運送事業者においても、個々の運転者の状況に応じたきめ細やかな指導監督の実施を図るため、運転の経歴については、積極的に一般貸切旅客自動車運送事業者に準じて記載することができる。

④ 第 7 号の (略)  
⑤ 第 7 号の (略)  
⑥ 第 7 号の (略)  
⑦ 第 8 号の (略)  
(2) ~ (4) (略)

#### 第 47 条の 9 運行管理者等の選任

(1) ~ (4) (略)  
(5) 第 3 項の「法第 23 条の 2 第 2 項第 1 号に該当する者」については、この規定を適用しない。また、その返納の対象となる種別の事業について補助者に選任することができないこととし、他の種別の事業については補助者に選任しても差し支えない。  
(6) ~ (9) (略)

第 6 号の (略)  
③ 第 6 号の (略)  
④ 第 6 号の (略)  
⑤ 第 6 号の (略)  
⑥ 第 7 号の (略)  
(2) ~ (4) (略)

第 6 号の (略)  
③ 第 6 号の (略)  
④ 第 6 号の (略)  
⑤ 第 6 号の (略)  
⑥ 第 7 号の (略)  
(1) ~ (4) (略)  
(新設)

第 47 条の 9 運行管理者等の選任

(5) ~ (8) (略)